

市議会だより

- 記事内容 ● 3月定例会から……………P 2
 ● 一般質問……………P 3
 ● 議案質疑……………P 3～P 4
 ● 予算特別委員会…P 4～P 5
 ● 常任委員会……………P 6～P 8
 ● 陳情等……………P 8



旧加茂青砂小学校

提供：男鹿写真クラブ 夏井八洲夫氏

三月定例会を ふりかえり

今定例会は、三月十七日までの十九日間の会期で行われ、市当局から提案された、平成二十年一般会計補正予算及び平成二十一年度一般会計当初予算等の議案件について審議されたもので、そのうち、新年度予算については、市長改選期にあたることから市民生活と地域経済を守るべき継続事業などを中心とした骨格予算としたものであります。これらを含め、提出された議案件について議論が交わされ、その結果、全議案原案のとおり可決されました。

今回特記すべき事項として、先に次期市長選への不出馬を表明していた佐藤一誠市長にとって最後の定例会となったことから、一般質問者や議案質疑者が少なく極めて珍しいケースとなりました。いかに退任する市長であったにしても、議員として、市民の負託に応えるため、佐藤一誠市長の四期十六年の市政運営の総括質問等があつてしかなるべきと感じたもので、あらためて政治の重さを痛感しております。このほか、みなと市民病院の経営に関わる経営健全化計画や市内の雇用対策等についても議論が交わされました。今後は、新市長誕生とともに、市民への公約実現の努力と議会への対応など、市民の関心の持つところではないでしょうか。

1月臨時会
3月定例会

3月定例会で
平成21年度各会計
当初予算を可決

平成二十一年一月臨時会は一月三十日に、また、平成二十一年三月定例会は二月二十七日から三月十七日までの十九日間の会期で開かれました。一月臨時会では緊急的臨時雇用対策事業費などを措置した補正予算を可決し、三月定例会では平成二十一年度一般会計予算など四十三議案を審議し、原案のとおり全て可決しました。また、今定例会最終日には北朝鮮の「衛星ロケット」発射中止を求める意見書案など二件の議案を可決し閉会しました。

一月臨時会

○一月三十日に臨時会が開催され、市長から、これまでの緊急総合対策などを実施してきたところであるが、さらに経済・生活対策として、道路維持、各施設維持補修等に追加措置したとの説明がありました。

三月定例会

○三月定例会では、初日に市長から市政に係る諸般の報告がありました。主なものとして、男鹿みなど市民病院については、四月から泌尿器科医一名、循環器病学会専門医一名が新たに勤務することとなったが、一方で内科医一名が三月末で退職することとなり、二十一年度は十人体制で診療することになりました。また、みなと市民病院の診療に係る損害賠償請求訴訟が提

起されたことから、市顧問弁護士等と協議を進め、適切に対応したい。

○農業については、平成二十一年産米に係る生産目標数量は、一万五千三百一トンを、これによる農家への転作配分率は、三九・一％となり、その取り組みについては関係団体とともに集落座談会を開催し、農家へ理解と協力をお願いしているものがあります。

○新年度予算については、一般会計予算においては、市長改選期にあたることから、骨格予算とすることを基本方針としながら、市民生活と地域経済を守るため継続事業を中心に措置したほか、離職者の雇用創出、地域医療や高齢者福祉・介護サービスを確保するための各特別会計予算への繰入金などで、総額百四十八億五千四百万円、前年比三億七千四百万円、二・六％の

審議日程

- 2月27日 本会議
- 3月3日 本会議（一般質問）
- 4日 本会議（議案質疑）
- 5日 予算特別委員会
- 6日 本会議
- 9日 常任委員会・分科会
- 10日 常任委員会・分科会
- 11日 常任委員会・分科会
- 17日 予算特別委員会
議会運営委員会
本会議

可決した
主な議案

三月定例会

- ＜平成二十年度補正予算＞
 - 一般会計（第六号）
 - 介護保険特別会計（第三号）
- ほか八件

（条例）

- 男鹿市介護保険条例の一部改正
 - 男鹿市営住宅条例の一部改正
- ほか十件

＜平成二十一年度予算＞

- 一般会計 ほか十一件
 - 平成二十一年度補正予算
 - 一般会計（第一号）
- ほか一件

＜その他＞

- 字の名称の変更について
 - 市道の認定について
- ほか五件
- ＜議員提出議案＞
- 北朝鮮の「衛星ロケット」発射中止を求める意見書
- ほか一件

一般質問



安田健次郎 議員

介護保険について

問 介護保険が始まって十年目、四月からの第四期（三年間）の事業計画を策定中と思いますが、保険制度創設以来、私達が「保険料は払っても介護なしの制度」と指摘したとおり、保険料は引き上げられサービスは低下する一方だと思っています。

このたびは、保険料が月四千円台前半から五千七十一円になりました。急に引き上がることに、より国からの交付金もあるようですが、これ以上の引き上げはやめるべきだと思えますがいかがでしょうか。また、介護基準の変更で寝たきり状態の方が自立と判定されるなどのサービスの低下が指摘されています。介

護難民をこれ以上出さない対応も必要だと思いますがいかがでしょうか。さらに、特別養護老人ホーム等を増やす計画のようですが、施設利用者の待機者解消を図れるのか伺います。

答 基準保険料は、平成二十三年度は月額九百二十六円上昇することになります。基金からの充当や国の交付金等で上昇分が抑制され、二十一年度は四千九百三十四円、二十二年度は五千二百円になると見込んでいます。介護認定については調査項目が見直されることとなりますが、介護認定審査会による二次判定に当たっては、認定調査員の記載する特記事項や主治医の意見書も考慮され、総合的に判断されることから、介護が必要な方が排除されることはないと考えています。入所待機者の解消については、今回の計画では特別養護老人ホームを四十九床、老人保健施設二十床を整備するとしており、これにより市内の定員は特別養護老人ホームで二百二十九床、老人保健施設で二百

床となり、待機者の減少が図れると考えています。

雇用景気対策について

現在、景気は非常事態であり雇用対策は急務であります。市としても努力している部分は認めますが、引き続き短期雇用に取り組むとか、県でも対応している農林雇用などの雇用対策のほか、雇用対策基金等を活用した対策を早め強化すべきと考えますがいかがでしょうか。

質 また、景気対策としてはアイデアを生かした取り組みも必要と考えますが、他市で実施している住宅リフォームへの助成などについてはどのような考え

をお持ちでしょうか。

答 雇用については緊急雇用対策で六十人、臨時交付金を活用した事業で三十二人を雇用することとしております。住宅リフォームへの助成につきましては県の低金利の住宅建設融資制度を活用いただきたいと思います。

後期高齢者医療制度について

本制度については一刻も早く廃止すべきと考えますが、滞納等の問題については昨年の九月以降、低所得者の納付方法が選択制となり、普通徴収者の未納が急増しております。市としては減免制度の強化など思いきった財源補てんをすべきでない

質 国では制度開始から低所得者に対し軽減措置を講じており、平成二十一年度以降は一定の条件のもと九割に軽減割合を拡大するとともに総所得額五十八万円以下の方についても五割を軽減しております。保険証の資格証明書の交付については相当な収入があるのに納めない悪質な場合に限り適用するものであり、均等割軽減世帯に属する方には交付しないなど適切に運用していくこととなっております。

でしょうか。また、保険証の取り上げについては、広域連合では画一的に実施しないとしていますが、高齢者の不安は消えません。市の対応はどうでしょうか。

答 国では制度開始から低所得者に対し軽減措置を講じており、平成二十一年度以降は一定の条件のもと九割に軽減割合を拡大するとともに総所得額五十八万円以下の方についても五割を軽減しております。保険証の資格証明書の交付については相当な収入があるのに納めない悪質な場合に限り適用するものであり、均等割軽減世帯に属する方には交付しないなど適切に運用していくこととなっております。

議案質疑

質疑者

佐藤 巳次郎 議員
三浦 桂寿 議員

雇用確保対策について

昨年秋からのアメリカの金融危機により、経済情勢の悪化が急激に進み、本市でも大きな影響を受けている。昨年一年間だけで三百人も求職者が増加

しているにもかかわらず、求人が少なくなっているという厳しい状況で、一月の有効求人倍率は、〇・二〇倍と県内でも最悪である。本市では、このような状況にどう対応していくのか問われています。

①国からの「地域活性化生活対策臨時交付金」で各種事業が展開されるが、この交付金による事業とあわせ市の一般財源も使って事業を進めるべきではないか。また、交付金の額はどの程度か伺います。

②雇用対策として、国では「雇用再生特別交付金」、「緊急雇用創出事業交付金」のあわせて九十億七千四百円ほどを県に交付し、県ではこの交付金を基金として、三年間で各市町村の事業に充てると伺っている。この基金による事業は、事業費に占める人件費割合を五割以上や七割以上とすることが要件となっており、市民の暮らしを守るために大いに活用していくべきと考えられているが、どのように進めようとしているのか。

また、国では多くの事業例を示しているが、市として松くい虫被害木の処理や植栽等に取り組めば、長期雇用が可能となり被害が一扫されることにより、森林の再生、保全が図られるほか、景観の回復にも寄与すると考えるが、事業として取り組む考えはないのか伺います。

③この不況の中、新規住宅着工が減少し、既存建物の改修等も難しくなってきた状況では、これらに関連する建築業者や職人の仕事量が減少し、暮らしが大変になっている。以前にも質問している木造住宅の耐震診断と改修への助成を行っていくことが必要と考える。この制度には、国でも助成しており、秋田市でも実施している。是非、取

り組んでいただきたいと思うがどう考えているのか伺います。

答 ①地域活性化生活対策事業としては、三億六千六百万円となり、このうち国からの臨時交付金は、三億二千六万一千円市の一般財源は、六千五百七十三万九千円であります。

②この件については、県とも協議していますが、問題はこの事業が新規雇用八五%以上という限定があり、なじまない面もあります。また、昨年からは「水と緑の森づくり税(森林環境税)」がありますが、市では平成二十年度から五年間での事業計画を提出していることから、当該税を利用しての事業で整備してまいりたいと考えており、本事業については、今後も事業提案していくこととしています。③平成二十一年度の早い時期に基本計画を立てながら実施し、対応することとしていますのでご理解いただきたいと思います。

勤労青少年ホームの指定管理者の指定について

質疑 ①本施設について、株式会社東北ビルサービスセンターを指定管理者とした経緯について②昨年同期と比較した、二十年度の利用者数について③本施

設の存続については、様々な議論がされているが、今後の存続の見通しについて伺います。

答 ①本施設の指定管理にあたり公募したところ、三社から申込みがあり、適正かつ効果的で確実な管理能力等、選定基準に従った十七項目にわたり評価し、総合的判断と新たな雇用創出が可能という観点から、当該業者を選定しました。②利用者数については、平成十九年度では、九千八百十八人、二十年度では一月末まで、八千五百七十三人となっています。③今後の施設運営について、本施設は築三十六年が経過し、老朽化していることから、指定管理を三年間とし、状況等を見極めながら運営してまいります。



勤労青少年ホーム

予算特別委員会

今定例会において、全議員で構成する予算特別委員会が設置され、付託を受けた各会計の平成二十年度補正予算及び平成二十一年度当初予算について審査を行い、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。
一般会計当初予算の概要と委員会で質疑された中から主なものを取り上げ、その要旨を掲載しました。

概要

今定例会に提案された、平成二十一年度一般会計予算は、市長改選期にあたることから骨格予算とすることを基本方針としながら、市民生活と地域経済を守るため継続事業を中心に措置したほか、離職者の雇用創出に要する経費、地域医療や高齢者に対する福祉・介護サービスを確保するための各特別会計への繰入金などを措置したもので、歳入歳出予算の総額を百四十八億五千四百万円とするものです。
新年度予算の主な投資的事業としては、●船川保育園整備事業四億二千六百七十五万七千円 ●経営体育成基盤整備事業七千八百万円 ●基幹水利施設ストックマネジメント事業一千七百五十万円 ●漁村再生交付金事業八千六百四十万五千円 ●地域水産物供給基盤整備事業一億二百五十万円 ●地方道路整備臨時交付金事業九千七百六十八万七千円 ●脇本城跡整備工事四百九十五万五千円などを措置したものです。

みなと市民病院事業 会計予算について

質疑 ①病院事業収益では、平成二十年度決算見込みで約十八億七千八百万円、二十一年度当初予算では、約二十一億七千八百万円、約三億円の増と見込んでいるが、昨年の三月定例会においても、過大見積りではないかといった議論がなされ、結果的に昨年の十二月定例会で約三億円減額補正している。この新年度当初予算の事業収益、約三億円増については、どのように検証し、予算編成したものか伺います。
②平成二十一年度当初予算では特別利益として、一般会計から一億五千万円繰入れしても、二億八千万円の不良債務が発生する予算編成となっているが、例として、歳出について、以前から議会からも指摘しているが、これまで以上に厳しく切り込んだ考え方、思い切った対策等が

必要と考えるがどうか。

③昨年より常勤医として勤務していた内科医の退職理由について伺います。

答 ①病院事業収益、約三億円増の主な要因については、市内には、透析患者が七十名ほどおり、現在、当院では十一名の患者を受け入れていますが、新年度からは、泌尿器科医一名が確保されたことにより、徐々に透析患者数が増えていくものと想定し、透析患者の入院では、一日平均五・二人、約五千万円、さらに心臓血管専門の常勤医師一名の充足に伴う収益分等も含め、約九千三百万円、外来でも入院と同様に二名の常勤医師確保に伴い、積極的にPRしていくことで、徐々に収益増が見込まれるものと考え、外来患者数についても、約五千三百万円、合計で約一億四千万円増と見込んでいます。さらに特別利益として、一般会計から一億五千万円の繰入れをお願いしているところであり、この二つの要因により、現時点では、事業収益で約三億円の増を見込み、予算編成したものであります。また、当院としては、特に患者との信頼関係が最も大事で、病院経営上からも、いかに外来・入院患者数を増やすかが課題と考え、月一回の幹部会議を中心に、医師・看護師・事務職員等、職員が自ら気づき、それを院内に発

信できるよう改善提案制度を導入し、経営健全化計画の推進に努めているところであります。

②昨年十一月に、経営健全化計画の見直しを行ったわけですが、特に、二十一年度歳出においては、業者交渉や在庫管理の強化等で薬品費、その他材料費など経費の節減を図っております。また、委託料についても、医事業務委託で四百五十万円、清掃業務委託で二百三十万円の減など、委託料の総額では、昨年度と比較し、約二千四百万円減額となつております。また、病棟看護師の祝祭日勤務についても、これまで時間外勤務手当を支給していましたが、平成十九年度からは、振替休日に対応しているものであります。

③医師退職の件については、昨年四月から常勤医として勤務いただいていた内科医より、二十一年度末をもって退職したいという申し出があり、院長はじめ、慰留に努めました。本人の意思が非常に固く、残念ながら退職されることとなりました。二十一年度からは二名の常勤医師を確保できましたので、今後も引き続き専門的な医師の確保に努めてまいりたいと考えています。

特定健康診査

について

質疑 二十一年度からの健診について、若美地区においては、従来の方法から変更になることだが、この変更に伴い、受診率に影響が出てくるのではないかと危惧している。そこで変更内容及び市民から指摘されている問題点等について伺います。あわせて、保健推進員の協力体制についても伺います。

答 旧若美町においては、アンケート調査により、事前に受診者を把握しながら、老人保健法に基づき健診等を実施してまいりましたが、医療制度の大幅な改革に伴い、「老人保健法」が廃止され、「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行されたことから、二十年四月から「基本健診」が廃止され、「特定健康診査」として実施が義務付けられています。市では、国保加入者を対象とした特定健診を実施することとなり、新年度からはアンケート調査は実施せず、四十歳以上の被保険者全員に受診券を配付する予定としています。受診率向上対策については、国保加入者の平成二十年度受診率は、推計で約三三％となっておりますが、市としては、今後とも広報及び保健師による健康講座等を活用しながら健診の周知を図ってまいります。また、市民から指摘されている問題点等については、一例として、大腸がん検診の容器はこれまで事前に保健推進員

から受診希望者へ届けていただいていまして、十九年度実績において、大腸がん検診の対象者約八千六百二人に対し、受診者数が約二千四百人という状況では、全員への事前配付については、経費的な面で課題があることから、対応策として二十一年度は本庁、若美総合支所、各出張所に容器を置き、受診者から取りに来ていただくこととしていますが、容器を持たずに検診会場へ行った場合でも、後日、検体を届けていただく方法で対応する予定です。また、保健推進員の協力体制については、現在、二百三十八名で対応していますが、この方々については、無報酬でがん検診をはじめ、特定健診についても協力していただいている状況です。

公共交通総合連携計画案の事業内容について

質疑 年々、バスを利用する市民が減少してきていることから生活バス路線維持費補助金が多額となつてきている。このことは、市の財政負担や事業者の経営からしても、非常に厳しいものと考えます。そこで、昨年設立した「男鹿市地域公共交通活性化協議会」で策定した「男鹿市公共交通総合連携計画案」では、本計画期間は、平成二十一年度から二十五年までの五

年間となつていものであるが、そのうち二十四年度及び二十五年年度に実施予定の「公共交通空白地帯における公共交通の導入」、「観光客の利便性確保のための交通手段等の導入」などについて前倒しし、期間を短縮して実施することができないものか伺います。

答 本計画案では、事業者との調整、施設整備の検討及び料金設定並びに実証運行の実施について事業案としているもので、今後、地域の利便性を後退させることなく生活の移動交通手段を確保するためには、どのような手法が適当か十分に検討する必要があります。実証運行実施にあたっては、さらに検討を加え、様々な観点から地域住民との協議を行つていかなければならないなど、色々な事務手続きが必要となります。このため、計画期間を平成二十一年度から二十五年までの五年間とするのと同時に、二十一年度を準備期間とし、二十二年度から事業を実施するものであります。このような状況の中で、今後、相当な事務量の増加を想定しており、五年の計画期間を短縮することにについては、現状では難しいものと考えていますが、二十二年度からの実証運行開始時点で環境等に変化が出てきた場合には、期間短縮も視野に入れた検討してまいります。

委員会・分科会の動き

各常任委員会・分科会は、付託議案と所管の予算案を審査し付託議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

質疑のあつた主な事項は、次のとおりです。

総務

【質疑】 景気雇用対策事業の推進について伺います。

【答】 緊急雇用及び経済・生活対策等に伴う事業の推進にあつては、一月臨時会と今定例会での可決分等を含め、総額で九億二千六百九十八万三千円となつていますが、このうち定額給付金交付事業と子育て応援特別手当交付事業を合わせた五億六千九百八十八万三千円については全額国庫補助によるものです。また、他事業の推進にあつては一般財源六千五百七十万円を充当しながら対応しており、一月までに予算措置されたものについては既に事業化を図つておりますが、国の第二次補正関係分については可能な限り三月中旬の発注に努めることとしております。このほか、平成二十一年度当初予算へも数々の事業を盛り込んでおり対応してまいります。

【質疑】 平成二十一年度予算において今後見込まれる政策的事業への充当一般財源の留保額について伺います。

【答】 平成二十一年度当初予算へは義務的・消費的経費、投資の継続事業などの予算を措置したもので、今後見込まれる投資的経費への一般財源としては一億円弱程度を留保しております。また、当初予算で財政調整基金を五千万円取り崩して予算編成したことを踏まえた上での財政計画では、総体として三億五千万円程度の一般財源を見込んでおり、このあと新市長の判断により措置していくこととしております。

【義務的経費】 人件費など支出が義務付けられ任意に節減できない経費

【消費的経費】 補助金など特定期間支出が伴う経費

【投資的経費】 施設等が形として将来に残るものに支出される経費

【質疑】 組織機構における部制のあり方について伺います。

【答】 部制のあり方については、昨年十二月定例会予算特別委員会において、副市長が一人になったことなどの変化や様々な課題解決に向け各課の連携・調整

を図る必要性からも、現行の三部程度は最低必要ではないかと考えている」と答弁しています

が、このことについては、今後新市長の考えの下で判断されていくものと考えております。

【質疑】 現状を踏まえた上での今後の財政運営について伺います。

【答】 県内を含め国内の景気が悪い状況の中で、歳入では、市税と地方交付税で全体の六四・三%を占めているが、そのうち市税については、営業所得や給与所得等の落ち込みなどで非常に厳しい状況にあるほか、地方交付税についても国の財政事情からすれば増加は期待できないものである。このことを踏まえ、平成二十二年度からの第二次行政改革を引き続き推進するとともに、人口の減少にあわせた職員の定員管理と、優先度の高い事業の取捨選択により効率的で効果的な財政運営に努めていかなければならないものと考えております。

【質疑】 男鹿みなと市民病院経営健全化計画に基づき支出される新たな補助金の意義について伺います。

【答】 同計画の見直しに基づき支援するものであるが、計画策定段階から市長、病院及び財政

当局で十分な検討を行った上での計画であり、今後、計画に沿った事業運営を行うためには、病院自体の自助努力もさることながら、市職員を含めた多くの市民が、男鹿みなと市民病院を利用していくことが肝要であり、このことが病院経営改善につながっていくものと考えております。

【質疑】 国保税共有資産分に係る収納状況について伺います。

【答】 国保税共有資産分に係る納及賦課分の収納状況は、課税額一千三百二十七万六千円に対し、収納額が一千八十四万三千円、収納率は八一・六七%となつております。また、課税客体は全体で四百五十三名、そのうち完納者三百七十五名、分納対応者三十一名、未納者四十七名となつており、今後とも理解をいたしながら、引き続き収納に努めてまいります。

【質疑】 国保税共有資産分に係る収納状況について伺います。

【答】 国保税共有資産分に係る納及賦課分の収納状況は、課税額一千三百二十七万六千円に対し、収納額が一千八十四万三千円、収納率は八一・六七%となつております。また、課税客体は全体で四百五十三名、そのうち完納者三百七十五名、分納対応者三十一名、未納者四十七名となつており、今後とも理解をいたしながら、引き続き収納に努めてまいります。

【質疑】 国保税共有資産分に係る収納状況について伺います。

【答】 国保税共有資産分に係る納及賦課分の収納状況は、課税額一千三百二十七万六千円に対し、収納額が一千八十四万三千円、収納率は八一・六七%となつております。また、課税客体は全体で四百五十三名、そのうち完納者三百七十五名、分納対応者三十一名、未納者四十七名となつており、今後とも理解をいたしながら、引き続き収納に努めてまいります。

【質疑】 国保税共有資産分に係る収納状況について伺います。

【答】 国保税共有資産分に係る納及賦課分の収納状況は、課税額一千三百二十七万六千円に対し、収納額が一千八十四万三千円、収納率は八一・六七%となつております。また、課税客体は全体で四百五十三名、そのうち完納者三百七十五名、分納対応者三十一名、未納者四十七名となつており、今後とも理解をいたしながら、引き続き収納に努めてまいります。

【質疑】 国保税共有資産分に係る収納状況について伺います。

【答】 国保税共有資産分に係る納及賦課分の収納状況は、課税額一千三百二十七万六千円に対し、収納額が一千八十四万三千円、収納率は八一・六七%となつております。また、課税客体は全体で四百五十三名、そのうち完納者三百七十五名、分納対応者三十一名、未納者四十七名となつており、今後とも理解をいたしながら、引き続き収納に努めてまいります。

【質疑】 国保税共有資産分に係る収納状況について伺います。

【答】 国保税共有資産分に係る納及賦課分の収納状況は、課税額一千三百二十七万六千円に対し、収納額が一千八十四万三千円、収納率は八一・六七%となつております。また、課税客体は全体で四百五十三名、そのうち完納者三百七十五名、分納対応者三十一名、未納者四十七名となつており、今後とも理解をいたしながら、引き続き収納に努めてまいります。

【質疑】 国保税共有資産分に係る収納状況について伺います。

計画では、月額四千四百四十五円でありましたが、様々なデータを基に、詳細に分析し精査した結果、第四期事業計画では、月額五千七十一円となるものとの説明がありました。

【質疑】 国からの介護従事者処遇改善臨時特別交付金及び、介護保険特別会計基金の取り崩しによる保険料軽減額について伺います。

【答】 介護報酬二・八%の引き上げに伴い、給付費が二十一年度からの三年間の合計で約二億九千七百万円増加することで、保険料が月額百三十七円アップすることとなります。国からの交付金は、約二千六百万円で、二十一年度では、全額の百三十七円、二十二年度は半額の六十九円軽減されます。また、介護保険特別会計基金については、現在、約八千七百万円で、二十年度決算見込み分を加えると、推計で約一億四千万円となるもので、この基金を保険料軽減に充てることとし、第四期事業計画期間中、三年間は一億三百五十九円軽減されることとなります。

【質疑】 第三期事業計画と第四期との比較では、三年間の給付費で約三十二億円増の約百十四億八千四百万円と見込んでいます。第三期においても剰余金が出ている状況で、今後、サービスマ

の大幅な増加が予想されるとし

の大幅な増加が予想されるとし

の大幅な増加が予想されるとし

の大幅な増加が予想されるとし

の大幅な増加が予想されるとし

の大幅な増加が予想されるとし

の大幅な増加が予想されるとし

の大幅な増加が予想されるとし

の大幅な増加が予想されるとし

の大幅な増加が予想されるとし

でも、あまりにも過大な試算ではないか。第四期の給付費の積算方法も第三期と同様であればかなりの剰余金が出るものと思われるが、県内一高い今回の保険料は果たして妥当なものか伺います。

答 事業量を積算するにあたっては、様々なデータを基に、専門業者に依頼し推計したほか、さらには、福祉事務所内においても精査し、策定委員会でも慎重に検討しました。保険料アップの要因としては、デイサービス、ショートステイを含めた居宅介護サービス事業量の増、中でも短期入所施設の整備が進んでいることから、利用者が大幅に増えてきており、さらには療養病床再編による移行分及び待機者解消のための施設整備等を考慮し、保険料率を設定しました。二十年度は、第二期事業計画の最終年で、新たな施設整備もない中、平成十九年度と比較しても給付費が約九%も伸びている状況から、事業量の伸び率を詳細に検討した結果、サービスを利用する方の立場になつて推計し、三年間で約百十四億八千四百万円と見込んだものであります。

質疑 介護保険制度は、サービス内容が充実している市町村では、当然、保険料にも跳ね返ってくるものと認識しているが、本市においては、他市と比較し

た場合、施設整備等、サービスの充実度はどの程度か伺います。

答 第四期事業計画では、老人保健施設については、二十床増の二百床としています。さらには、市内の方のみが入所できるミニ特養の整備も見込んでおり、特別養護老人ホームでは、四十九床増の二百二十九床となります。施設サービスと居宅サービスについては、本市及び周辺圏域においては、他市と比較しても充実していると思われることから、保険料アップにつながっているものと考えています。

質疑 介護保険料軽減のため、一般会計からも負担すべきと考えるが、その可能性について伺います。

答 介護保険制度については、国民健康保険、後期高齢者医療も含め、事業運営が厳しい中、



男鹿市保健福祉センター
(中央デイサービスセンター)

質疑 市営住宅へ暴力団員の入居を制限するため、市営住宅条例の一部を改正することであるが、入居者が暴力団員であるかの見極めはどのように行うのか伺います。

答 国、県及び警察から、公営住宅入居者及び周辺住民の安全と平穩の確保に努めるよう通知されていること。また、暴力団員及び暴力団員であることが疑われる者への対応、警察との連携及び協力強化のための協議は、暴力団員を公営住宅に入居させない措置を講じた場合に限り、暴力団員を公営住宅に入居を制限することから、暴力団員の入居を制限するため条例を改正するものです。

本条例が今定例会で可決されれば、市長と男鹿警察署長で暴力団員の市営住宅の使用を制限する協定書を締結することとしており、これにより、警察へ入居者の身分を照会することが可能となることから、暴力団員の入居を制限することができるとの考えであります。

質疑 土地改良施設維持管理適正化事業に関する補助及び突発的に発生した災害での本事業における対応について伺います。

答 土地改良施設維持管理適正化事業は、農業用ため池や用排水路等の整備について、土地改良区が、秋田県土地改良事業団体連合会へ申請を行ない、国、県及び受益者が事業費を負担して実施するものですが、市としてもこれまで受益者の負担軽減を図るため、事業実施年度に予算措置し対応してきました。二

質疑 企業誘致に係るこれまでの取り組みと今年度から取り組む企業誘致サポーター事業について伺います。

答 企業誘致については、これまで市内既存企業との関連企業への接触や首都圏で行われている企業立地説明会への参加のほか市長の個人的なネットワークなどを手がかりとして企業との接点を見つけ、その中から企業訪問へ結びつけるという形で行ってききましたが、平成二十一年度においては人材を活用して企業と接触できる機会を拡大してまいりたいと考え提案させていただきました。詳細については現在詰めている段階ですが、活動状況を定期的に報告書として提出していただくという形で進めたいと考えています。

人選については、首都圏が日本

十一年度は、市内の二土地改良区において、それぞれため池の改修と揚水機の改修を計画していますが、本事業は県内での年間申し込み数七十件以上に対し二十件ほどの採択数であり、突発的に発生した災害等については事業対象とはなりません。災害によるものについては災害復旧事業として、また、経年等により改修を要する場合などについては、無利子の農業振興資金で対応してまいりたいと考えております。

ことから、男鹿との関わりが強く、非常に活発に活動している首都圏男鹿の会の会員から一名を選出したいと考えており、会員個人の人脈や会員相互の情報を生かして活動していただければと考えています。

質疑 水道、ガス事業の料金収入の減少の主な要因と収益増のための営業努力について伺います。

答 両事業とも、新たにパチンコ店や飲食店などの進出により新規需要が見込まれるものの船越地区の大型店舗の閉店や冬の温泉ホテルの休業などのほか人口減少や経済情勢の悪化により収益が減少しており、ガス事業については原料ガスの値上げのほか、オール電化や灯油など他のエネルギーへの切り替えにより非常に厳しい状況となっています。

今後とも、人件費など経常経費の削減に努めるとともに、大口需要家の確保や建築確認等の情報収集を強化し、需要の拡大を図りたいと考えております。

また、ガス事業においては、小型の高効率給湯器が開発されてきており、今後、暖房及び風呂を含めた給湯などに利用できるエコジョーズの普及PRに積極的に取り組むとともに、なお一層のガス需要の拡販を図り、収益の確保に努めてまいります。

議案第十三号及び第三十一号に対する反対討論

佐藤 巳次郎 議員

今定例会最終日に佐藤巳次郎議員から男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例及び平成二十一年度男鹿市介護保険特別会計予算に対する反対討論があり、採決の結果、いずれも賛成十九反対二で可決されました。討論の要旨は次のとおりです。

平成二十一年度から二十三年度までの介護保険の第四期事業計画では、本市の六十五歳以上の所得別の第四段階保険料は月額五千七十一円で九百二十六円の大幅引き上げとなり、県内平均の引き上げと比べても突出して高くなっております。介護保険料が高い最大の原因は介護保険制度が始まったときに国庫負担の割合が五〇％から二五％へ引き下げられたことによるもので、計画的に国庫負担の割合を引き上げるべきです。

厚生労働省では介護従事者の処遇改善を図るとして介護報酬を三％引き上げ、この改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、二年間について交付金を出して軽減措置をとりました。これまで国は負担と給付の関係を明確にするため介護保険会計に他の会計からの財源を

繰り入れないよう自治体を厳しく指導してきましたが、国自らがその枠組みを破り、保険料軽減分として二千六百万円の交付金を措置しております。このことは従来の枠組みでは介護保険制度の危機に対応できないことを証明するとともに、市においても一般財源からの繰入れが可能であることを示しております。

国では緊急雇用及び経済・生活対策に関する補正予算を成立させ、これを受け本市でも経済・生活対策事業として三億五千万円を措置しております。多くは計画事業の前倒しであり、予定していた一般財源を使わないで済むわけで、介護保険料の軽減事業として高齢者生活支援を図るため、一定額を一般財源から繰り出していくべきと考えます。以上の理由から二件の議案について反対します。

陳情

●日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の公表と廃棄を求める陳情

●JR不採用問題の早期解決を求める陳情

●最低賃金の大幅引き上げと、全国一律最低賃金制度確立を国に求める意見書採択を求める陳情

意見書

●北朝鮮の「衛星ロケット」発射中止を求める意見書

●地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書

編集後記

年度の変わり目、日本国は、そして地方はどこに向かうのでしょうか。国も間もなく選挙がありそうですし、県知事をはじめ四つの選挙が同日投・開票で行われることになりました。

二十一年度当初予算等を審議する三月定例会では、同僚議員の高野氏が辞職し、市長選挙の三立候補者の政策も有権者に配布され、選挙活動にも熱が入り、無投票が続いた市長選挙へ市民の関心も高まりをみせている。

二十年度末の市職員の退職者数は、三十五名を数え、市長はじめ市役所の中核の人的資源が大幅に入れ代わることから、議会と市当局が一致協力していかなければならないことは言うまでもない。

先般、北朝鮮の衛星ロケットの発射予告があり、議会としては全会一致で発射中止の決議がなされた。また、議会最終日には佐藤一誠市長から県議補選出馬の意向が示され、大きな動揺が走った。グローバルの時代、健全な自治体経営はもろろん危機管理も含めて地に足をつけた言動が今こそ求められているのではないのでしょうか。

あなたも議会を
傍聴しませんか！

次の定例会は
6月の予定です